

令和2年10月13日

新型コロナウイルス感染症に関する「融資条件変更手数料」等の免除期間の延長について

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けている皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

しのみめ信用金庫では、同感染症拡大により影響を受けているお客さまに対しまして、返済期日や返済額の変更等にかかる「融資条件変更手数料」及び、資金使途に旧債返済を含む場合の「期日前完済手数料」を免除させていただいております。

令和2年9月30日（水）までとしております免除期間につきまして、現在の感染状況を勘案して、下記の通り、延長することと致しましたのでお知らせいたします。

今後とも地域密着の金融機関として、お客さまのご相談に柔軟に対応していく所存ですので、遠慮なくご相談下さい。

記

○対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症により、直接的・間接的に影響を受けた法人、個人事業主及び個人のお客さま

*但し、適用利率の変更は対象外となります。

○免除となる手数料

・手形貸付条件変更手数料	1, 100円（税込）	→ 免除
・証書貸付条件変更手数料	5, 500円（税込）	→ 免除
・証書貸付期日前完済	5, 500円（税込）	→ 免除

○実施期間

令和2年5月1日（金）～当面の間

*実施期間終了時には、改めてお知らせいたします。

以上